

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針について（会長談話）

本日、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

このたびの対応方針では、指定都市市長会が提案した「特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化」や「所有者不明空家に対する財産管理人選任申立ての活用促進」について、提案の趣旨を踏まえ対応することとされました。これらは、地方自治体における空家等対策の円滑な実施につながるものであり、関係者のご尽力に感謝いたします。

また、「軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限」について、道府県から指定都市へ移譲すること、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限」について、道府県から指定都市への移譲等について検討していくことが示されました。液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る事務・権限の移譲は、効率的な行政運営や事業者の利便性向上につながり、何より消防行政を推進するうえで、市民の安全を確保していくために必要であることから、早期実現を求めます。

圏域の中核である指定都市は、住民に身近な基礎自治体として、また、人口・産業が集積する大都市として、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、引き続き、事務・権限と税財源の移譲に向けて取り組んでいきます。

そして、国や他の地方自治体と連携・協力し、圏域全体の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献し、地方創生の実現を牽引する役割を果たしてまいります。

国においては、今後とも地方分権改革を着実かつ力強く推し進めていただくことを期待いたします。

令和元年12月23日
指定都市市長会会長

林 文子